

吉野川市の建築物等における 木材の利用の促進に関する方針

吉野川市

令和8年2月改訂

目 次

第 1	趣 旨 -----	1
第 2	建築物等における木材の利用の促進の意義 -----	1
第 3	建築物等における木材利用促進のための 施策に関する基本的事項 -----	1
	1 公共建築物における木材利用の促進 -----	1
	(1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物 -----	1
	(2) 市以外の者が整備する (1) に準ずる建築物 -----	1
	2 市民の理解の醸成 -----	2
	3 建築物木材利用促進協定の活用 -----	2
第 4	市が整備する公共建築物等における木材の利用目標 -----	2
	1 木造化及び内装等の木質化 -----	2
	2 その他の木材利用 -----	2
第 5	建築物等における地域産材等の適切な供給の 確保に関する基本的事項 -----	2
第 6	その他の事項 -----	2
	1 公共建築物の整備においてコスト面等で考慮すべき事項 -----	2
	2 建築物における木材利用の推進体制 -----	3

吉野川市の建築物等における木材の利用の促進に関する方針

第1 趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）第12条の規定に基づき、徳島県が公表した「とくしま木材利用指針（平成22年12月27日施行）」に即して策定するものであり、市や市以外の者が整備する市民生活に深く関わりのある建築物の木造化（注1）・内装等の木質化（注2）等を促進することで、地域産材又は県産材（以下、「地域産材等」という。）の利用を促進し、木材の利用拡大を図るために必要な基本的事項等を定めるものである。

（注1）木造化とは、建物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。

（注2）内装等の木質化とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用すること。

第2 建築物等における木材の利用の促進の意義

建築物等において、市が率先して木材の利用を促進し、木材の利用を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備・保全につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮による「安全・安心な暮らし」、「地域経済の活性化と雇用の創出」、「地球温暖化防止と脱炭素社会の実現」に貢献することとなる。

また、建築物の木造化・内装等の木質化を促進することにより、市民に対して「木との触れ合い」や「木の良さを実感する」機会を広く提供することが可能となる。

このようなことから、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め、建築物全体における木材の利用促進を図ることにより、木材需要の拡大という直接的な効果だけでなく、住宅等の一般建築物における木材利用の促進、さらには、建築物以外の公共工事の資材、各種製品の原料及びバイオマスエネルギーとしての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

第3 建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項

1 公共建築物における木材利用の促進

木材利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には以下のような建築物とする。

ただし、建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造物を耐火構造とすることが求められていない建築物とする。

（1）市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民の利用に供される学校、社会福祉施設（児童福祉施設・老人福祉施設等）、病院、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館・公民館等）、コミュニティセンター、市営住宅、市の事務・事業用に供される施設（庁舎等）

（2）市以外の者が整備する（1）に準ずる建築物

市以外の者が整備する（1）に準ずる公共性の高い建築物については、市は可能な限り木材が使用されるよう働きかけるものとする。

2 市民の理解の醸成

建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには市民の理解の醸成が不可欠であることから、市は、建築物における木材の利用の促進の意義等について市民にわかりやすく示すよう努めるものとする。

特に、法第9条に定める「木材利用促進月間」及び徳島県産材利用条例（平成25年4月1日施行）第16条に定める「県産材利用推進月間」である毎年10月においては、関係団体と連携し、建築物における木材利用の意義等について、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

3 建築物木材利用促進協定の活用

市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

また、市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、情報発信するものとする。

第4 市が整備する公共建築物等における木材の利用目標

1 木造化及び内装等の木質化

第3の1の木材利用を促進すべき公共建築物のうち、3階建て以下及び延床面積3,000㎡以下の公共建築物について、新築・増築又は改築を行う場合は、可能な限り木造化を図ることを目標とする。

また、建築物の規模にかかわらず、内装等の木質化を図ることが可能な部分については、状況に応じ木質化を促進するものとする。

なお、公共建築物において利用する木材は、地域産材等の使用に努めるものとする。

2 その他の木材利用

公共建築物で使用される備品等について、機能上支障のないものは、木材を原材料とした物の利用を促進するほか、木質バイオマスを燃料とする機器等の導入も併せて促進するものとする。

また、公共工事における資材についても木材利用を促進する。

第5 建築物等における地域産材等の適切な供給の確保に関する基本的事項

建築物等における地域産材等の適切な供給の確保を図るため、市や関係者（森林所有者、森林組合、林業従事者、木材製造業者等）が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による木材生産性の向上に努めるものとする。さらには、地域産材の需要と供給に関する情報の共有化を図り、合法性等が証明された地域産材の安定供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、市はこれら木材の供給に携わる関係者の取り組みを促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

第6 その他の事項

1 公共建築物の整備においてコスト面等で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コストの適正な管理を図るものとする。

また、公共建築物を整備するに当たり、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮した上で木材の利用に努めるものとする。

2 建築物における木材利用の推進体制

建築物における木材利用の促進を効果的に図っていくため、行政機関、林業・木材産業等の関係団体が一体となり、木造化・内装等の木質化の推進に必要な情報の収集・提供を行い、必要に応じて木材利用の推進会議を開催し、取り組みの強化に努めるものとする。

附則

この方針は、平成24年3月1日より施行する。

この方針は、平成28年3月30日より施行する。

この方針は、令和8年2月27日より施行する。